

国立大学法人山梨大学広告掲載等取扱い

令和3年2月1日

改正 令和4年4月1日

学 長 裁 定

(趣旨)

第1条 この取扱いは、国立大学法人山梨大学(以下「本学」という。)において発行又は発信する情報媒体等に掲載する広告の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この取扱いにおいて、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれの当該各号に定めるところによる。

(1)「情報媒体等」とは、次に掲げる本学資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 公式ホームページ

イ 本学が作成する冊子、広報誌等の印刷物

ウ その他広告掲載が可能なもので情報媒体等を所管する部局等の長が認めたもの

(2)「公式ホームページ」とは、URL「<http://www.yamanashi.ac.jp/>」から始まるページ(以下「全学ホームページ」という。)及び各部局等が開設したページで構成されたページ群をいう。

(3)「部局等の長」とは、広報を担当する理事並びに各機構、各学部(附属施設等を含む。)、大学院各研究科等、附属図書館、学内共同教育研究施設、保健管理センター及び学生サポートセンターの長をいう。

(4)「広告掲載」とは、情報媒体等に民間企業等の広告を掲載することをいう。

(広告の掲載基準)

第3条 広告は、情報媒体等を所管する部局等の長が適当と認めた企業等に限り掲載ができることとする。

2 広告は、情報媒体等に掲載するのに十分な信頼性が確保されなければならない。

3 広告の内容が次の各号のいずれかに該当するものは、その掲載を許可しない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 特定の政党又は政治団体の宣伝に関するもの

(4) 宗教の宣伝又は布教活動に関するもの

(5) 個人、団体又は組織等の名誉、信用、正当な権利又は財産等を損なう恐れがあるもの

(6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に関するもの

(7) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条に規定する貸金業に関するもの

(8) たばこの広告や喫煙を促すもの

(9) 取引商品等の性質上、消費者との懸案惹起が想定されるもの

(10) 社会的批判を惹起するおそれがあるもの

(11) その他部局等の長が不適當であると認めるもの

(広告掲載の規格等)

第4条 広告が情報媒体等に占める役割及びその掲載箇所等の様態は、情報媒体等の趣旨を損なわない範囲でなければならない。

2 全学ホームページへの広告の掲載については、バナー広告（ホームページ上に表示される帯状又はのぼり状の広告をいう。以下同じ。）とする。

3 全学ホームページに継続して広告を掲載する場合、期間は1ヶ月を単位とし、一度の申込みによる掲載期間は、最長12ヶ月とする。

(広告掲載の募集方法)

第5条 広告の募集は、原則、公募により行う。

2 前項による公募は、広告の枠を新たに設定したとき、または広告の枠に空きが生じるときに行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載を希望する企業その他の者（以下「広告依頼者」という。）は、広告掲載申込書（別紙様式1）に会社概要等及び掲載しようとする広告の版下原稿や図案等を添えて、部局等の長に書面にて申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第7条 広告掲載の申込みを受けた部局等の長は、掲載の可否を速やかに決定し、広告依頼者に広告掲載可否通知書（別紙様式2）、その他必要な書類を添えて、その概要を報告するものとする。

2 部局等の長（広報を担当する理事を除く。）は、広告の掲載及び不掲載を決定したときは、広報を担当する理事に広告掲載可否通知書（別紙様式2）の写し、その他必要な書類を添えてその概要を報告するものとする。

(広告依頼者の責務)

第8条 広告の内容（バナー広告の場合は、リンク先ホームページの内容を含む。）又はこれに起因する一切の責任は広告依頼者が負うものとし、本学はいかなる責務も追わない。

2 広告依頼者は、広告の版下原稿や図案等の作成等に関する経費を負担する。

3 広告依頼者は、広告の版下原稿や図案等に関する著作権等関係諸法令の確認及び必要な手続きを行わなければならない。

(広告の掲載順位)

第9条 同一の情報媒体等において複数の広告を掲載する場合、原則、広告掲載の申込みを受理した順に掲載するものとする。

2 広告掲載枠を超える申込みがあった場合は、原則、広告掲載の申込みを受理した順に掲載することとする。ただし、部局等の長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

(広告の規格及び掲載料)

第10条 広告の規格及び掲載料は別表を標準とし、別途、消費税を徴収する。

2 部局等の長は、情報媒体等の発行部数、発信形態又は様態からみて、別表に定める規格及び掲載料の標準によりがたいと認める場合、その他特別の事情がある場合においては、広報を担当する理事と協議のうえ、規格及び掲載料を変更することができる。

(掲載料の納入等)

第 11 条 広告依頼者は、掲載料を指定された期日までに本学が指定した口座に一括納入するものとする。

2 既納の掲載料は、原則、返還しない。ただし、広告依頼者の責に帰さない事由により広告を掲載しなかったときは、掲載料を返還することができる。

3 掲載料を返還する場合は、広告依頼主からの請求に基づき返還するものとする。

(広告掲載の取消し等)

第 12 条 部局等の長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取消すことができる。

(1) 広告依頼者から、第 7 条 1 項に定める広告掲載可否通知書(別紙様式 2)において指定した広告掲載の取消し期限までに、広告掲載の取消しの申出があったとき

(2) 第 7 条第 1 項に定める広告掲載可否通知書(別紙様式 2)において指定した提出期限までに広告の版下原稿又は図案等が提出されなかったとき

(3) 第 6 条に定める広告掲載申込書及び添付書類等の記述に虚偽がある等信頼関係を損なう事実が判明したとき

(4) 広告依頼者がこの取扱いに違反したとき又は違反したことが判明したとき

(5) その他部局等の長が広告掲載の決定を取消すことを必要と認めたとき

(広告掲載の付記事項)

第 13 条 広告依頼者は、民間企業等の広告であることが明確にわかる内容の広告を作成するものとし、必要に応じて広告の内容に係る責任の帰属に関する事その他の必要な事項を付記するものとする。

(広告の提供)

第 14 条 部局等の長は、完成した広告媒体 1 部を企画部部広報企画課に提供するものとする。ただし、ウェブサイトへの広告掲載等、現物の提供が難しい場合は、当該ウェブサイトのアドレス又は当該広告媒体を撮影した写真等を提供するものとする。

(その他)

第 15 条 この取扱いに定めるもののほか、広告の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附則

この取扱いは、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。

この取扱いは、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

広告の規格及び掲載料

別表

広告媒体	規格	掲載単位	掲載料 (税抜)	備考
バナー※	<ul style="list-style-type: none"> ・サイズ(1 枠) 縦 60 ピクセル×横 145 ピクセル ・形式 GIF 又は JPEG ・アニメーションは使用しない ・広告主の企業名等を含める 	1 枠 1 ヶ月	20,000 円/月	
印刷物	縦 6.5cm×横 9.1cm A4 版 1/8 サイズ	1 掲載あたり	25,000 円/件	掲載料は、1,000 部以上の多色刷りとする
	縦 6.5cm×横 18.6cm A4 版 1/4 サイズ		50,000 円/件	
	縦 13.4cm×横 18.6cm A4 版 1/2 サイズ		75,000 円/件	
	縦 27.2cm×横 18.6cm A4 版 1 面サイズ		100,000 円/件	

※バナー広告

上記に示す掲載料は、広報を担当する理事が管理するホームページが対象であり、別途、部局等毎に掲載料を決定することができるものとする。なお、別途、掲載料を決定する際は、広報を担当する理事と協議するものとする。

国立大学法人山梨大学
(部局等の長) 殿

(広告依頼者)

名 称

代表者

住 所

広 告 掲 載 申 込 書

「国立大学法人山梨大学広告掲載等取扱い」第6条の規定に基づき、下記のとおり広告掲載を申し込みます。広告の版下原稿や図案等に関する著作権等関係諸法令の確認及び必要な手続きについては、全て当 〃 の責任において確実に実施し、広告の内容又はこれに起因する一切の責任は当 〃 が負い、貴学にはご迷惑をおかけしないことを約束いたします。広告の版下原稿、図案等につきましては、別添のとおり提出します。また、当 〃 の会社概要等を添付します。

(注) 広告の版下原稿、図案等を添付できない場合は、文案等を提出願います。

記

- 1 広告掲載媒体名 「 〃 」
- 2 掲載期間(バナー広告掲載の場合) 〃 年 〃 月 〃 日～ 〃 年 〃 月 〃 日
- 3 掲載希望枠数 〃 枠
- 4 連絡先
 - (1) 担当部署及び担当者氏名 _____
 - (2) 電話番号及びFAX番号 _____
 - (3) 電子メールアドレス _____
- 5 添付書類 (1) 広告図案 (2) 広告内容の説明 (3) 会社概要

